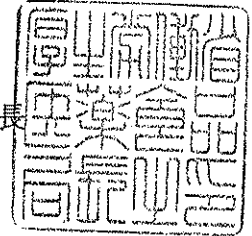




薬食発第 0731012 号
平成 20 年 7 月 31 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬食品局長



第十五改正日本薬局方の一部改正について

標記について、平成 20 年 7 月 31 日厚生労働省告示第 417 号をもって、「日本薬局方（平成 18 年厚生労働省告示第 285 号）の一部を改正する件」が別添のとおり告示され、同日適用されることとなったので、下記の事項に御留意の上、関係者に対する周知徹底及び指導に御配慮いただきたい。

記

- 第 1 第十五改正日本薬局方（以下「薬局方」という。）の一部改正の要点について
1. 医薬品各条の部へパリンナトリウムの条において、純度試験の項を改正し、過硫酸化コンドロイチン硫酸に係る規定を追加したこと。
 2. 上記 1. に伴い、一般試験法の部 9. 0 1 標準品の条を改正し、過硫酸化コンドロイチン硫酸標準品を追加したこと。
- 第 2 適用時期について
- 本改正告示は、平成 20 年 7 月 31 日より適用すること。



(号 外)
独立行政法人国立印刷局

(号外第 166 号)

報

官

1 平成 20 年 7 月 31 日 木曜日

目次

〔政 令〕

- 在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額並びに住居手当に係る控除額及び限度額を定める政令の一部を改正する政令(二四〇)
- 農林水産省組織令の一部を改正する政令(二四一)

〔省 令〕

- 研修員手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令(外務一〇)
- 租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令(財務五二)
- 中小企業金融公庫法施行規則の一部を改正する省令(財務・経済産業四)
- 農林水産省組織規則の一部を改正する省令(農林水産五一)
- 農林水産技術会議事務局組織規則の一部を改正する省令(同五二)
- 海上運送法第三十五条の規定に基づく日本船舶・船員確保計画の認定等に関する省令(国土交通六七)
- 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部を改正する省令(同六八)

○平成二十年度に海上運送法第三十五条第一項又は第四項の規定による日本船舶・船員確保計画の認定の申請をする場合における同条第三項第五号の日本船舶の隻数の増加の割合を定める省令(同六九)

〔告 示〕

○関税暫定措置法第八条の四第一項の規定に基づき、特定特惠鉱工業産品等について、輸入額等が限度額等を超えることとなった特定特惠鉱工業産品等及び月を告示する件(財務二三四)

○臨床研究に関する倫理指針の全部を改正する件(厚生労働四一五)

○食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(同四一六)

○日本薬局方の一部を改正する件(同四一七)

○日本船舶及び船員の確保に関する基本方針(国土交通九三〇)

本号で公布された
法令のあらまし

◇在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額並びに住居手当に係る控除額及び限度額を定める政令の一部を改正する政令(政令第二四〇号)(外務省)

- 1 在インド日本国大使館等の在外公館に勤務する外務公務員に支給する在勤基本手当の額を改定することとした。(別表第一関係)
- 2 この政令は、平成二〇年八月一日から施行することとした。

◇農林水産省組織令の一部を改正する政令(政令第二四一号)(農林水産省)

- 1 農林振興局企画部を農村政策部に改組することとした。(第二条関係)
- 2 大臣官房企画評価課の所掌事務を変更するとともに、同課の名称を「政策課」に改めることとした。(第一五条関係)
- 3 大臣官房情報課の所掌事務を変更するとともに、同課の名称を「情報評価課」に改めることとした。(第二二条関係)
- 4 消費・安全局農産安全管理課の所掌事務を変更することとした。(第四八条関係)
- 5 生産局に農業生産支援課、技術普及課、知的財産課、生産流通振興課及び農業環境対策課を設置するとともに、同局農産振興課、生産技術課、園芸課、特産振興課及び種苗課を廃止することとした。(第五五条、第五九条関係)
- 6 経営局普及・女性課の所掌事務を変更するとともに、同課の名称を「人材育成課」に改めることとした。(第六九条関係)
- 7 農林振興局農村政策部に農村計画課、中山間地域振興課、都市農村交流課及び農村環境課を設置し、農村政策課、資源課、事業計画課及び地域計画官を廃止するとともに、土地改良企画課を同局整備部に移すほか、同局総務課の所掌事務を変更することとした。(第七五条、第七九条及び第八一条関係)

8 農林振興局整備部水利整備課を水資源課に改組するとともに、同部に農地資源課及び農村整備官一人を設置し、農地整備課及び地域整備課を廃止するほか、設計課及び防災課の所掌事務を変更することとした。(第八〇条及び第八二条、第八五条関係)

9 この政令は、平成二〇年八月一日から施行することとした。

		第1棚	第2棚	第3棚
ガラス製の器具又は容器包装	加熱調理用器具	0.05 μg / ml	0.5 μg / ml	
	加熱調理用器具以外のもの	容量600ml未満のもの	0.5 μg / ml	1.5 μg / ml
		容量600ml以上3 L未満のもの	0.25 μg / ml	0.75 μg / ml
		容量3 L以上のもの	0.25 μg / ml	0.5 μg / ml
陶磁器製の器具又は容器包装	加熱調理用器具	0.05 μg / ml	0.5 μg / ml	
	加熱調理用器具以外のもの	容量1.1 L未満のもの	0.5 μg / ml	2 μg / ml
		容量1.1 L以上3 L未満のもの	0.25 μg / ml	1 μg / ml
		容量3 L以上のもの	0.25 μg / ml	0.5 μg / ml
ホウロウ引きの器具又は容器包装	加熱調理用器具であつて容量が3 L未満のもの	0.07 μg / ml	0.4 μg / ml	
	加熱調理用器具以外のものであつて容量が3 L未満のもの	0.07 μg / ml	0.8 μg / ml	

第3器具及び容器包装の部D器具若しくは容器包装又はこれらの原材料の材質別規格の項1の目(2)の2のaの②中「カニムウム」にあつては $1.74g/cm^2$ 以下、鉛にあつては $174g/cm^2$ 以下」を「次の表の第1欄に掲げる器具又は容器包装の区分に依じ、それぞれカニムウムにあつては同表の第2欄に掲げる量以下、鉛にあつては同表の第3欄に掲げる量以下」に改め、同目(2)の2のaの②に次の表を加える。

第1棚		第2棚	第3棚
ガラス製の器具又は容器包装	0.7 $\mu\text{g}/\text{cm}^2$	8 $\mu\text{g}/\text{cm}^2$	
陶磁器製の器具又は容器包装	0.7 $\mu\text{g}/\text{cm}^2$	8 $\mu\text{g}/\text{cm}^2$	
ホウロウ引きの器具又は容器包装	0.5 $\mu\text{g}/\text{cm}^2$	1 $\mu\text{g}/\text{cm}^2$	
液体を満たすことのできないもの又は液体を満たしたときにその深さが2.5cm未満のもの	加熱調理用器具	0.7 $\mu\text{g}/\text{cm}^2$	8 $\mu\text{g}/\text{cm}^2$
	加熱調理用器具以外のもの	0.5 $\mu\text{g}/\text{cm}^2$	1 $\mu\text{g}/\text{cm}^2$
液体を満したときにその深さが2.5cm以上のものであつて容量が3L以上のもの	0.5 $\mu\text{g}/\text{cm}^2$	1 $\mu\text{g}/\text{cm}^2$	

123456789101112131415161718192021222324252627282930313233343536373839404142434445464748495051525354555657585960616263646566676869707172737475767778798081828384858687888990919293949596979899100

試験条件

温度：25℃

スピンズ：オフ

データポイント数：32,768

スベクトル範囲：D H O のシグナルを中心に±6.0ppm

パルス角：90°

繰り返しパルス待ち時間：20秒

ダミーキャン：4回

積算回数：ヘバリンの N-アセチル基のプロトンのシグナルの S/N 比が 200 以上得られる回数

測定

ウインドウ関数：指数関数 (Line broadening factor=0.2Hz)

システマ適合性

過硫酸化コンドロイチン硫酸標準品 0.10mg を核磁気共鳴スベクトル測定用 3-トリメチルシリルプロピオン酸ナトリウム d₄ の核磁気共鳴スベクトル測定用重水溶液 (1→10000) 0.60 mL に溶かし、標準溶液とする。標準溶液 0.60mL にヘバリンナトリウム約 20mg を溶かし、システマ適合性試験用溶液とする。この液につき、上記の条件で操作するとき、δ 2.02~2.06ppm にヘバリンの N-アセチル基に由来するシグナル、及び δ 2.13~2.17ppm に過硫酸化コンドロイチン硫酸の N-アセチル基に由来するシグナルを認める。

〇国土交通省水産部第四四三〇号

国土交通省 (昭和三十四年法律第百一十七号) 第三十四条第一項の規定に基づいて、日本船舶及び船員の養成及び船員の確保に関する基本方針を定めることとす。

平成二十年七月三十一日

国土交通大臣 水谷 武夫

日本船舶及び船員の確保に関する基本方針

安定的な海上輸送の確保を図るために必要な日本船舶の確保、これに乗り組む船員の養成及び確保その他これらに関連する措置 (以下「日本船舶及び船員の確保」という。) に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、海上運送法 (昭和二十四年法律第 187 号。以下「法」という。) 第 34 条第 1 項に基づき、国土交通大臣は、本基本方針を定める。

1. 日本船舶及び船員の確保の意義及び目標に関する事項

(1) 日本船舶及び船員の確保の意義

① 外航日本船舶の確保並びに外航日本人船員の養成及び確保の意義
四国を海に囲まれた我が国において、輸出入貨物の 99.7% の輸送を担う外航海運は、我が国経済、国民生活を支えるライフラインとして極めて重要である。また、本邦外航海運事業者は、我が国の国際海上輸送の約 60%、特に輸入については約 65% を分担する主たる輸送の担い手であり、安定的な輸送を確保し、我が国産業界の国際活動、国民生活の維持向上を図る上で不可欠の存在である。この輸送の基盤である外航日本船舶及び外航日本人船員は、我が国の管轄権・保護の対象であり、経済安全保障の観点から平時より一定規模確保することが必要であるとともに、海上輸送の安全の確保及び環境保全、海技の世代間の安定的伝承等の観点から重要である。

しかしながら、世界単一市場たる外航海運分野における国際競争が激化する中、我が国外航海運においては、円高等によるコスト競争力の喪失から、安定的な国際海上輸送の核となるべき外航日本船舶は、最も多かった昭和 47 年の 1,580 隻から平成 18 年には 95 隻へ、外航日本人船員は昭和 49 年の約 5 万 7000 人から平成 18 年には約 2600 人へと極端に減少しており、極めて憂慮すべき事態となっている。

このため、国際競争条件の均衡化に加え、外航日本船舶及び外航日本人船員の計画的増加について外航海運事業者の自発的な取組みを促すための環境を整備し、外航日本船舶の確保並びに外航日本人船員の養成及び確保を図ることにより、安定的な国際海上輸送を確保することは、大きな意義がある。

② 内航船員の養成及び確保の意義

内航海運は国内貨物輸送の約 4 割、産業基礎物資の約 8 割の輸送を担うとともに、国内海上旅客輸送は年間約 1 億人が利用しており、極めて重要な輸送機関である。また、地球温暖化対策に対する取り組みが求められる中、中・長距離フェリーや貨物船は、環境に優しい物流を目指す陸上から海上へのモーダルシフトの担い手として、極めて高い公共性を有している。これら貨物・旅客双方の内航海運の重要性を考慮すると、その人的基盤である内航船員の意義・必要性は論をまたない。

しかしながら、内航船員については、船舶の大型化による運航効率の向上と運航技術の進歩に伴い漸減傾向にあり、現在雇用の需給は概ね均衡しているが、一部地域等においては内航船員不足の状況が顕在化しており、また、45 歳以上の内航船員の占める割合が 64% に上る等高齢化の著しい進展、後継者不足等により、近い将来、内航船員不足の深刻化が強く懸念されている。

このため、内航船員の計画的な養成及び確保について内航海運事業者の自発的な取組みを促すための環境を整備し、内航船員の養成及び確保を図ることにより、安定的な国内海上輸送を確保することは、大きな意義がある。

(2) 日本船舶及び船員の確保の目標

① 安定的な国際海上輸送を確保するためには、平成 19 年 12 月の交通政策審議会答申において、外航日本船舶及び外航日本人船員の必要規模を試算したところ、外航日本船舶は約 450 隻、外航日本人船員は約 5,500 人とされた。一方、外航日本船舶及び外航日本人船員の現状規模を踏まえれば、これらの必要規模を短期間で達成することは困難であることから、当面の取組みとして、外航日本船舶の隻数を平成 20 年度からの 5 年間で 2 倍に、外航日本人船員の人数を 10 年間で 1.5 倍に増加させることを目標とする。

② 安定的な国内海上輸送を確保するためには、平成 19 年 12 月の交通政策審議会答申において、内航船員の将来見通しを試算したところ、5 年後に約 1,900 人、10 年後には約 4,500 人程度の船員不足が生じる可能性があるとされた。このため、5 年後、10 年後にこれらの船員不足が生ずることのないよう内航船員の養成及び確保を図ることを目標とする。

2. 日本船舶及び船員の確保のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

我が国の海運の置かれた状況にかんがみると、海洋基本法の施行も受け、外航海運においては外航日本船舶の確保並びに外航日本人船員の養成及び確保が、内航海運においては内航船員の養成及び確保が必要であり、以下のとおり、これらに対処するための施策を実施する必要がある。

(1) 日本船舶・船員確保計画認定制度の適切な実施

今後、法において、船舶運航事業者等が基本方針に即して日本船舶・船員確保計画 (以下「計画」という。) を作成し、国土交通大臣の認定を申請することができることとし、当該認定を受けた外船舶運航事業者に対するトン数標準税制の適用等の支援措置を設けたが、同認定制度の適切な実施を確保することにより、日本船舶及び船員の確保を図ることが必要である。

このため、計画の認定に当たっては、本基本方針に従って日本船舶及び船員の確保が図られる計画である旨を審査するとともに、認定計画に従った措置の実施状況についての確に把握し、必要な措置を講じていない場合には勧告や認定の取消しを行うこと等により、認定制度の適切な実施を確保する。